

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和元年7月5日 08時15分ごろ
発生場所	北海道函館港北ふ頭B岸壁 函館港西副防波堤灯台から真方位087° 1,720m付近 (概位 北緯41° 47.8′ 東経140° 43.2′)
事故の概要	貨物船りゅうおうは、着岸作業中、航海士が負傷した。
事故調査の経過	令和元年7月30日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 りゅうおう、918トン
船舶番号、船舶所有者等	140367、北海道海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海） 航海士A、三級（航海）
負傷者	軽傷 1人（航海士A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長及び航海士Aほか7人が乗り組み、左舷着けの予定で着岸作業中、航海士Aが、船首索を巻いていた係船ドラム（以下「本件ドラム」という。）の船尾側の歩廊に立ち、もう1人の航海士（以下「航海士B」という。）が約7～8m離れた場所で本件ドラムの回転をリモコンで操作していた。</p> <p>航海士Aは、航海士Bに船首索を緩めるように手で合図を送り、本件ドラムが船首索を緩める方向に回転を始めた際、繰り出そうとしていた船首索の部分が、本件ドラムに巻かれていた索の間に挟まって逆巻き状態となり、間もなく索の間から外れて跳ね、顔面に当たり、後方に倒れて歩廊から落下した。</p> <p>航海士Aは、額に裂傷を負った。</p> <p>航海士Aは、係船ドラムを回転させる際、時折、索が逆巻き状態になることを経験で知っており、本事故時、本件ドラムが逆巻き状態で回転していることに気付いていた。</p> <p>航海士Aは、作業をする際、ヘルメット、ゴム手袋及び長靴を装着していた。</p>
分析	本船は、着岸作業中、本件ドラムの船尾側で作業をしていた航海士Aが、本件ドラムが逆巻き状態で回転していることに気付いたものの、本件ドラム付近におり、逆巻きとなった索の部分が本件ドラムに巻かれた索の間から外れたことから、同索が跳ねて航海士Aの顔面に

	当たり、負傷したものと考えられる。
原因	<p>本事故は、本船が着岸作業中、本件ドラムの船尾側で作業をしていた航海士Aが、本件ドラムが逆巻き状態で回転していることに気付いたものの、本件ドラム付近におり、逆巻きとなった索の部分が本件ドラムに巻かれた索の間から外れたため、同索が跳ねて航海士Aの顔面に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 係船ドラムを操作中、係船ドラムが逆巻き状態で回転していることに気付いた場合、直ちに係船ドラムの回転を止めて係船ドラムから離れること。